

西部コミュニティ協議会運営要綱

西部コミュニティ協議会会則第12条に基づき運営要綱を次のように定める

第1条 会則第5条の専門部会として次の部会をおく。

事業部会（主催事業の計画および実施）

総務防災部会（コミセンの管理全般）

広報部会（コミセンニュースとホームページ）

運営委員はいずれかの部会に所属するものとし、重複も可とする。

各部会員は年度ごとに設置し、各委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第2条 次期住民総会で役員の変更がある場合は次による。

1. 役職を定めなくて役員候補者6名を一度に運営委員会で選出する。

2. 選任された6名の候補者は互選により会長候補者1名、副会長候補者4名、会計候補者1名を決定する。

3. 2項の結果は運営委員会に報告する。

4. 次期住民総会準備のため役員候補者は12月末までに決定する。

第3条 運営委員および協力員は次による。

1. 運営委員について

(1) 運営委員はボランティアとして地域コミュニティの発展に努める。

(2) 運営委員は運営委員会や各部会の構成員としてコミュニティ協議会の運営に参加する。

(3) 運営委員は住民総会で決定された事業計画に基づき各種行事・事業を遂行する。

2. 協力員について

(1) 運営を円滑に推進するため、協力員をおく。

(2) 協力員の登録は本人の申告に基づき運営委員会で承認後、市に申請する。

(3) 協力員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(4) 協力員の活動は保険等の対象となる。

第4条 会計規則は次による。

1. （金銭保管）

金銭保管及び金銭出納は、会計担当の役員（以下会計役員という）および窓口担当者が行う。

(1) 金銭保管は協議会会長名義による銀行など金融機関預金とする。

(2) 当座の必要に応じるため、資金前途金として会計担当者が必要最小限の現金を保管することができる。

2. （予算執行）

協議会は、収入支出を予算にもとづいて執行する。但し、執行上必要ある場合、費目の流用はこれを妨げない。

3. （実費支給）

協議会用務のための交通費等の支弁については次による。

なお、管内とは境・桜堤地域をいう。

(1) 交通費

協議会の用務のため、管外へ出かけた場合に支給する。

ただし、全市的な会合にコミセンの代表者として参加した場合は管外とみなす。

金額は500円（これを超える場合は実費）とする。

なお別途運搬費が支給される場合は併給しない。

(2) 運搬費

協議会の用務のために運搬を行った場合運搬費を支給する。

自家用車を使った場合一日を単位とし、管内は1000円、管外は1500円とする。
タクシー・レンタカー等を使った場合は実額とする。

(3) 通信費

役員を対象とし、月額500円を支給する。

4. (発注権限)

発注権限者はすべて協議会とする。

3万円以上の発注については運営委員会の承認を必要とする。

3万円未満1万円以上の発注については役員会の承認を必要とする。

1万円未満については会計担当役員の権限で処理することができる。

5. (帳簿及び報告)

(1) 協議会は、金銭出納帳その他必要な帳簿を備え、会計事務は会計役員が行う。

(2) 会計役員は、年度末会計決算報告を作成し、会計監査を受けるとともに、これを運営委員会に報告し、住民総会で承認を受ける。

(3) 会計上の証拠書類は、会計役員が管理する。

第5条 管理規則は次による。

1. (事務局)

会則第1条に基づき事務局をセンター内におく。

2. (業務)

事務局は次の業務を行う。

(1) 建物の管理・運営

(2) 会計事務の補佐

(3) 防火管理

(4) 館内の巡回

(5) その他必要な業務

3. (窓口担当者)

事務局には、運営委員による窓口担当者を置く。

(1) 窓口担当者は会則第15条第2項により会長が任命する。

(2) 窓口担当者の定年は満75歳とする。ただし、満70歳を越えてから担当を始めることはできない。

4. (勤務)

窓口担当者の勤務は、午前9時30分から午後9時30分までを原則とする。

窓口担当者の従事時間は別に定める。但し、特別の場合はこの限りではない。

5. (手当)

窓口担当者には、各月の窓口業務従事時間に相当する手当を翌月10日までに現金で支払う。

手当額は、市の委託金により協議会が定める。

6. (防火管理)

会長は、消防法の規定による防火管理者を選任する。

運営委員会は、防火管理者の作成した消防計画に基づきこれを実施しなければならない。又、指摘された防火対策上の欠陥事項については速やかに処理する。

窓口担当者は消防計画に基づき防火管理を行うとともに、非常時に際しては通報、消火並びに避難誘導等を行わなければならない。

第6条 利用規則は別紙の「利用について」による。

第7条 この要綱の改正は運営委員会の議決による。

なお改正案の提案は、議決前月以前の運営委員会で行い、全運営委員に周知の上で審議

するものとする。

付 則

1. 制 定 平成23年9月16日
2. 一部追加 平成23年11月18日（第1条）、平成26年2月19日（第3条）
3. 一部改正 平成28年6月8日（第5条）、平成28年9月21日（第4条）
4. 一部改正 平成29年1月18日（第2条）

附 則 （令和元年5月16日）

この要綱は、公布の日から施行する。